

35344

山口県

平生町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
町内全域(半島振興対策実施地域) ①製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ②資本金/取得価格 製造業、旅館業の場合 ・1,000 万円以下/500 万円以上 ・1,000 万円超～ 5,000 万円以下/1,000 万円以上 ・5,000 万円超/2,000 万円以上 ※農林水産物等販売業、情報サービス業等は資本金関係なく取得価格 500 万円以上	—	不均一課税 (半島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年間
佐合島(離島振興対策実施地域) ①製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 ②資本金/取得価格 製造業、旅館業の場合 ・5,000 万円以下/500 万円以上 ・5,000 万円超 ～1億円以下/1,000 万円以上 ・1億円超/2,000 万円以上 ※農林水産物等販売業、情報サービス業等は資本金関係なく取得価格 500 万円以上	—	不均一課税 (離島振興法) 初年度 0.07/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100	固定資産税 の一定割合	3年間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和 10 年 3 月 31 日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降 3 年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合	新規雇用5 (中小企業1)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 課税免除 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.01/100	固定資産税の 一定割合	3年間

※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が 3,800 万円(中小企業 1,900 万円)以上のもの		2年度 0.462/100 3年度 0.924/100		
中小企業等経営強化法に基づく、「導入促進基本計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合(一部の太陽光発電設備を除く) 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	【1.5%以上の賃上げ表明】 課税標準 1/2 【3.0%以上の賃上げ表明】 課税標準 1/4	固定資産税 (償却資産が対象)	【1.5%以上の賃上げ表明】 3年間 【3.0%以上の賃上げ表明】 5年間 令和 9 年 3 月 31 日までに取得した設備

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平生町サテライトオフィス誘致推進補助金交付要綱	R6.4	1.補助要件 ・本拠とは別に、町内にサテライトオフィスを開設する企業であること。 ・平生町と企業の間、開設に関する協定を締結すること。 ・申請時点において1年以上同種の事業等を営んでいること。 ・町内に常駐し、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。 ・企業が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が 600 万円以上であるか、その所得が見込まれること。 ・常勤役員又は雇用期間の定めのない従業員が、町内に1人以上常駐すること。 ・対象経費について、他の補助金を受けていないこと。 2.対象業種(サテライトオフィスの定義) 次のいずれかに該当する業務を主として行う事務所であること。 (1) 本社機能の一部(総務部門等)を行う業務 (2) 情報等システムの開発・運営・管理、プログ	【通信回線使用料】 補助率 2/3 以内。 上限額年 200 万円。 操業開始から3年以内。 【不動産賃借料】 補助率 2/3 以内。 上限額年 120 万円。 操業開始から3年以内。 【通信回線、建屋の改修】 補助率 2/3 以内。 上限額 800 万円、下限 200 万円。 事務所の開設に関する協定等が本町と企業で締結された日から操業開始半年以内

		ラム等を行う業務 (3) 各種設計、デザイン、編集等を行う業務 (4) インターネットを活用した業務(e ビジネス、e ラーニング等) (5) 新製品の研究開発等を行う業務 (6) (1)から(5)に掲げる業務のほか、町長が認める業務	
平生港貿易振興補助金交付要綱	R6.5	4月1日から翌年3月31日までに平生港へ外国籍貿易船を寄港させた荷主であること。	輸出入回数に関わらず、1荷主に対し一律15万円。(1年度につき1回限り。)